

新潟市告示第 1 3 8 号

道路区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように決定した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	敷 地 の	
			幅員（m）	延長（m）
市道	豊栄駅・木崎線	新潟市北区葛塚字柳原 920 番地先から 新潟市北区鳥屋字鳥屋前 631 番 5 地先 まで	25.0 ~ 55.4	393.0